

雪害対策編

第1章 雪害予防対策

第2章 雪害応急対策

平成30年2月策定

第1章 雪害予防対策

第1節 目的

自助、共助、公助の適切な役割分担のもと、積雪期における雪害による被害の未然防止や被害の軽減を図り、町民の生命、身体、財産を保護し、町民の安全、安心と円滑な社会・経済活動を確保することを目的とする。

第2節 雪害を防止する施策の概要

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害の対策と共通する部分は「災害予防編（共通）」及び「災害応急対策編（共通）」に定めるところに依り、本編では雪害に特有のものについて定めるものとする。

第3節 地域ぐるみの支援体制の整備

1 防災及び危機管理に関する基本的な考え方

本町は、国、県、町、事業者等の責務を明らかにし、相互に連携して災害への対策を総合的に講ずるために必要な事項を定め、災害や危機事象から町民の生命・身体・財産を守り、安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指している。

基本事項の一つとして、「災害時支え愛活動」（災害又は危機事象が発生した場合に、町における人と人との絆を生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）に積極的に取り組むこととし、町は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

2 町民・地域の役割（平時）

- 町民は、積極的に地域内の共助による除雪や要配慮者への支援の体制整備に協力するよう努める。
- 町民は、立ち往生車両等への支援も含めた災害時支え愛活動の平常時の取組に努める。
- 町民は、除雪作業における事故防止のため、安全確保対策などの習熟に努める。

3 地域の雪害対策への支援

- 町は、支え愛マップづくり等による地域の助け合い、支え合いの関係づくり等の推進に努めるとともに地域の支援に努める。
- 町は、必要に応じ、個人住宅の雪下ろしが安全に行われる啓発等に努める。
また、町は、町社会福祉協議会と連携して除雪ボランティア支援体制の整備に努め、地域における共助の充実強化に努める。
- 町は、地域の自発的な除雪活動等の雪害対策を支援するため、排雪場の確保や、地域の実情に応じて小型除雪機の購入補助などの支援を行うよう努める。

第4節 道路交通の確保

1 除雪の体制

- 町は、関係機関と連携し、道路について除雪の計画を定め、その実効性の向上を図る。
- 町は、他の道路管理者や警察等の関係機関との情報共有及び除雪等の対策実施上の連携体制を整備する。
- 町は、冬季間県下の道路の交通を確保するため、必要な除雪機械や資機材の配備や調達体制の整備を進め、併せて消融雪装置、堆雪帯や排雪場の設置等、効率的な除雪を可能とする施設の設置を進める。
- 町は、除雪機械運転手の人員確保及び育成に努める。

2 町の除雪基準等

(1) 重点除雪区間の設定

町は、限られた除雪能力で、豪雪時においても広域的な交通と緊急車両等の交通を確保するため、重点的な除雪作業を行い早期に円滑な交通を確保する「重点除雪区間」を設定する。

	目的（課題対応）	指定する路線
重点除雪区間Ⅰ	「町内の骨格となる主要幹線道路」、「主要幹線道路と市街地を連絡する道路」を早期に重点除雪し、広域物流、災害時の緊急輸送等の交通を確保	主要幹線道路で市街地、基幹病院、学校等を連絡する町内幹線路線
重点除雪区間Ⅱ	町内幹線道路など主要生活道路の交通を確保	主要生活に要する町内幹線道路 ・町内幹線道路等

重点除雪区間Ⅰから区間Ⅱへと段階的に重点除雪を実施し冬期交通を確保。

重点除雪区間は、豪雪時においても早期に円滑な交通を確保するため、速やかに大型車のすれ違いも可能な2車線以上の幅員の確保を目標に重点的に除雪を実施する。

なお、孤立集落、立ち往生車両が発生した場合には、重点除雪区間の有無にかかわらず、最優先で孤立の解消、

立ち往生の解消のための除雪対応を行う。

(2) 除雪基準の設定

ア 町は、除雪作業に入る「除雪出動基準」を設定する。（路面上の積雪が●～●cm程度に達すると見込まれる場合）

イ 町は、除雪作業の一定水準を確保するため、除雪完了の目安となる除雪完了目標を設定する。（除雪後の残雪深は重点除雪区間で●cm以下、大型車が円滑にすれ違い可能な道路幅員を確保する。）

(3) 災害発生時の対応

地震等災害発生時は、緊急輸送道路（災害予防編）及び(災害応急編)第7部「交通・輸送計画」参照）を優先して除雪する。

3 豪雪時における迂回路の設定

これまで豪雪時に交通障害が多発している箇所においては、町はあらかじめ迂回路・通行規制区間等を設定し、関係機関と連携して早期に道路の通行を確保する体制整備に努める。

4 豪雪時における道路情報の収集

第9節「情報収集体制の整備」による。

5 道路管理者の相互連携体制の構築

その他、町は、必要に応じ、管理区分を超えた除雪の協力、除雪車両や人員等の応援、迂回路設定時の調整方法など、各道路管理者等と相互連携した除雪体制をあらかじめ整備するよう努める。

第5節 公共交通の確保

1 公共交通機関事業者の対策

(1) 各公共交通事業者は、乗客の安全確保を最優先に各事業者の定める規程等に基づき、予防対応を行う。

(2) 各公共交通事業者は、既存の連絡体制に加え、関係機関との緊急時ホットラインの整備等、緊密な連絡体制、情報共有体制の確保に努める。

(3) 鉄道事業者は、立ち往生時等の乗客の救援のため、主要な駅への備蓄（食料、飲料水、毛布等）を行うとともに、平時から沿線の市町村と連携し、周辺の避難施設等の状況把握や、緊急時の協力体制の確保に努める。バス事業者は、長距離バスの立ち往生時の乗客の救援のため、鉄道事業者の例を参考に体制整備に努める。

(4) バス事業者は、社会的な影響を考慮して優先的に交通を確保し、又は復旧させるべきバス路線（病院等を経由する路線や、通学利用の多い路線等）について、平時から道路管理者との情報共有及び対応策の調整に努める。

2 鉄道事業者の除雪・防雪対策

(1) 除雪体制（若桜鉄道）

ア 列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の整備強化に努めるとともに、除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立する。

イ また、豪雪時には関係機関の協力を得るなど、会社保有の除雪機械との共同作業により、除雪対策に万全を期する。

(2) 防雪設備事業（若桜鉄道）

突発的災害の防止及び除雪事業の円滑化を図るため、また列車運行の円滑化を図るため、ポイントの電気融雪、倒木対策等の実施に努める。

(3) JR西日本・智頭急行の対策

上記の若桜鉄道の安全対策に加えて、必要な災害予防対策を実施するものとする。

第6節 関係機関との協力体制の整備

1 関係機関との協力

町は、国、県、警察等と、除雪体制に限らず、雪害時の防災体制の確保のため、検討会等の場を通じて、関係機関等との協力体制を構築するよう努める。

第7節 雪崩に対する警戒の周知

1 雪崩に関する普及啓発

町は、関係機関を通じて、雪崩の発生しやすい状況等を、住民等に対して、広く啓発を行うよう努める。

第8節 住民等への広報

1 平時からの予防的広報の実施

(1) 町は、関係機関と連携して、町民及び町内を走行するドライバーに対し、降雪期前からの冬用タイヤの早期装着の促進、積雪時又は凍結時のタイヤチェーンの装着（駆動輪がダブルタイヤの場合はダブルチェーンの装着の徹底、冬期の道路情報（とっとり雪みちなび等）の活用を促す。

(2) 雪崩に関する平時からの広報や普及啓発は、第7節「雪崩に対する警戒の周知」による。

第9節 情報収集体制の整備

1 道路通行状況等の収集体制の整備

町は、国、県、警察等からの被害状況や渋滞情報とともに、地域住民、事業所等の通報、公共交通機関事業者からの情報収集等に努める。なお、情報収集の収集元には住民、ドライバー等への広報の役割を担うことが期待されるので、双方向の連絡体制となるよう体制を構築しておくよう努める。

また、町は、区長との連絡網などにより積雪等による渋滞が発生したことを早期に覚知する情報収集体制の整備に努めるとともに、この連絡網を通じて、また、防災行政無線、CATVにより必要な情報を住民等に提供する体制整備に努める。

2 情報の共有体制等の整備

(1) ホットライン等の整備

町は、国、県、消防署、警察等関係機関とホットライン等の緊急時の連絡体制を整備する。

第10節 被災者の救援・救助体制の整備

1 立ち往生車両への救援体制の整備

(1) 救援の実施主体

町、国、県、公共交通事業者等は、既往の雪害の状況などを踏まえて、より迅速かつ的確な救援が可能となるよう体制を整備する。

(2) 救援の内容に応じた事前の備え

立ち往生車両への救援が迅速・確実に行われるように努める。

ア 情報の提供

町は、国、県等関係期間と連携し、立ち往生車両へ適切に情報提供（道路の規制状況、今後の見通し、避難所の開設状況などの支援情報等）を行うとともに、災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努める。

イ 物資の提供

(ア) 町、国、県、公共交通事業者は、燃料の携行缶等の活動用資機材の備蓄や、物資（食料、飲料水、毛布、自動車燃料等）の備蓄・調達体制の確保等、支援体制の整備に努める。

(イ) 町は、自動車の燃料の確保について、鳥取県石油商業組合を中心とした組織的な緊急支援体制が確保できるように、県に実施依頼を行う。

ウ 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 町は、通常の指定避難所に加え、立ち往生車両の搭乗者を受け入れることができる施設の調整に努め、県等との連携に努める。

(イ) その他、町は、第3節「地域ぐるみの支援体制の整備」により、地域住民の協力体制の推進に努める。

2 孤立集落発生時の救援

第12節「孤立予想集落への対策」による。

3 要支援世帯への救援

第13節「要支援世帯への支援」による。

4 雪崩等による被災者への救助

町は、警察、消防署その他関係機関に、雪崩その他の事故等（屋根等からの滑落、落雪など）により被災者が発生した場合の連絡体制、人命救助等の体制の整備に努める。

第11節 医療及び福祉サービスの確保

1 医療体制の確保

災害予防編及び災害応急対策編第6部「医療救助計画」による。

<主な記載内容>

- ・町、関係医療機関は医療救護活動体制を確立するものとし、災害拠点病院等（県立中央病院等）の管理者は、必要な措置を講じておく。
- ・町、医療機関は、医薬品等の備蓄や調達体制の整備に努める。など

2 福祉サービス等の確保

町は、豪雪時に社会福祉施設等の入所者について救急搬送などを要する事態が生じた場合の緊急対応について、平時から、県、消防局、社会福祉施設等と協力の上、緊急時の体制整備に努める。

第12節 孤立予想集落への対策

1 孤立予想集落の把握

町は、雪害に伴う孤立予想集落の事前の把握に努める。また、孤立が発生した場合に備え、集落内との連絡手段の確保（非常用発電機や衛星携帯電話の確保等）、連絡先の把握に努める。

2 物資の提供

町は、物資（食料、飲料水、灯油等）の備蓄や調達体制の確保に努める。

3 避難所の開設

町は、孤立予想集落内で雪害時の避難所として活用できる施設の把握に努める。併せて、孤立予想集落の外に避難させることもあらかじめ想定し、適当な避難施設を考慮しておくよう努める。

4 その他の孤立対策

災害予防編第5部第4章「孤立予想集落対策計画」、災害応急対策編第3章「孤立発生時の応急対策」による。

<主な記載内容>

- ・町は、孤立予想集落のヘリコプターの緊急輸送の要請を行う。
- ・町は、関係期間との連携のもと、孤立が復旧するまでの間の救援方法等の応急対策について講ずるものとする。など

第13節 要支援世帯への支援

1 支援が必要な世帯の特定

町は、立地条件（孤立が予想される集落等）や世帯構成（高齢者世帯等）等を勘案し、雪害時に安否確認等を行うべき世帯の特定及び連絡手段の確認等について、避難行動要支援者個別計画づくりや支え愛マップづくりを通じ、事前に確認を行っておくよう努める。

2 支援体制の整備

町は、区長や民生委員、町社会福祉協議会等と連携し、高齢者世帯等の安否確認や自宅周辺の除雪支援など、地域ぐるみの相互扶助（共助）の体制整備に努める。

第14節 帰宅困難者への支援

災害予防編第5部避難対策計画「第3章帰宅困難者対策」及び災害応急対策第4部避難対策計画「第3章孤立発生時の応急対策」による。

<主な記載内容>

- ・町は、住民に対し、災害時はできるだけ正確な最新情報を入手して落ち着いて行動することを平時から周知するとともに、携行品の充実（携行食、地図、ラジオ等）、安否確認方法の確認などの平常時からの備えについて取り組みを行うよう周知を図る。
- ・町は、コンビニエンスストア等と協力して、帰宅困難者への情報提供、食料や水の提供、トイレの提供などの支援を行う体制を整備する。など

第15節 ライフライン確保対策

1 雪害に対する設備の保守等

各ライフライン事業者は、雪害に強いライフライン確保のため、施設・設備の耐雪・耐寒性の確保や、代替性の確保に努める。

また、各ライフライン事業者は、被害防止のため、施設や設備の点検や保守に努める。

2 組織の体制

各ライフライン事業者は、雪害を想定した組織体制の整備に努めるとともに、国、県、市町村や関係機関との連携体制の確保に努める。

第 16 節 農林水産業被害対策

町は、生産者や業種団体に対して平時から凍雪害の注意喚起等の啓発（例：パイプハウスの雪害防止、各種の対策等。地域の実情に応じて協力して実施。）を行う。

また、農業用排水路管理者等に対し、農業用排水路点検の指導を行う。

第2章 雪害応急対策

※ 本章において、町は、八頭町災害警戒本部または八頭町災害対策本部が設置されている場合は、それぞれ「災害警戒本部」「災害対策本部」と読み替える。

第1節 目的

豪雪に伴う各種の被害を軽減または未然に防ぐとともに、発生した被害や社会的な影響等について軽減を図るための応急時の対策について定める。

第2節 組織体制

1 組織体制の原則

町は、地域防災計画で定める配備基準、組織体制等に従って職員配備等を行う。

2 夜間休日も含めた体制の確保

豪雪や低温に伴う被害は、気温が低くなる夜間に状況が悪化するおそれがあるので、必要に応じて夜間の体制を強化する等の対策を行うものとする。

なお、休日に影響が及ぶおそれがある場合には、組織内外の連絡体制の事前確認や、休日の配備体制の事前編成などの備えを講じておくものとする。

3 連絡会議等の開催

町は、豪雪の被害が発生するおそれがある場合等は、鳥取地方気象台等の関係機関からの情報収集の上、対策連絡会議等の会議を開催し、情報の共有や対応方針の決定等を行う。

第3節 地域ぐるみの支援の実施

1 災害時支え愛活動等の実施

住民は、自助及び一般的な共助の取り組みに加え、除雪による要配慮者への支援、立ち往生車両の搭乗者等への支援等「災害時支え愛活動」（災害又は危機事案が発生した場合に、人と人との絆の強さを生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）により、地域ぐるみの支援を行うよう努めるものとする。

また町は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第4節 豪雪時の道路交通確保

1 除雪の実施

(1) 町は、除雪計画等に基づき、管理施設の除雪を行う。

(2) 町は、降雪状況等に応じて、重点的に除雪の必要がある路線について、除雪車両等を重点的に投入するなど、他の道路管理者及び警察等の関係機関とも連携した必要な対策を迅速的確に行う。

(3) 町は、必要に応じ、除雪等の人員体制の確保に努める。

2 道路管理者の相互連携体制の構築

町は、自力での除雪が困難な場合等、除雪状況に応じ、他の道路管理者等と相互に連携した除雪を行う。

3 通行規制に伴う措置

(1) 町は、積雪及び除雪（本節において、以下「積雪等」という。）に伴う交通規制により迂回路を設定する場合には、規制の実施に先立ち、迂回路を管理する道路管理者と調整するとともに、当該規制により大きな影響が生じるおそれのある道路の道路管理者に情報提供を行うものとする。

(2) 上記（1）の協議を行った町は、交通規制の事前情報として、国、県、警察、消防署に対し速やかに情報提供するものとする。ただし、交通への影響が軽微と予測される場合にはこの限りではない。

(3) 町は、積雪等により幹線道路を通行止めとする場合には、規制の実施に先立ち、予定している迂回路を優先的に除雪して迂回路を確保するよう努める。迂回路の道路管理者が異なる場合にも同様とし、道路管理者間で協力を行う。

(4) 町は、道路幅員や除雪の実施状況等を踏まえ、適切な迂回路を設定するよう努める。特に、大型車両が頻繁に通行することが想定される場合や、迂回路に急勾配が含まれる場合は、立ち往生車両が連鎖的に発生・滞留する等の交通機能障害を誘引するおそれがあるので、特段の配慮に努める。

4 緊急時の道路状況の把握

(1) 町は、積雪等により災害が発生している場合または発生するおそれがある場合には、道路管理者の区分に関わらず、県内の道路の規制状況を集約し、国、県等と情報共有を図るものとする。

5 一般住民やドライバーへの規制情報等の広報

第8節「住民等への広報」による。

6 放置車両等の移動

町は、災害対策基本法第76条の6の規定が適用された場合、又はその他除雪等のため緊急やむを得ない必要があると認められる場合等においては、立ち往生車両や放置車両の移動等の措置を講じる。

7 道路通行規制

町は、積雪等により車両の通行が危険となった場合は、必要に応じて道路法第46条の規定により、道路通行規制を実施することとする。

第5節 公共交通の確保

1 公共交通事業者の主な対策

(1) 運行の停止

各公共交通事業者は、各々が定める基準等に基づいて運行の停止などを行うものとするが、安全性などを考慮の上、早期に運行を再開させるよう努める。

(2) 除雪の実施

各公共交通事業者は、各々の管理施設について早期に除雪を行うよう努める。

なお、踏切については、道路管理者、鉄道事業者があらかじめ調整した除雪管理区分に基づいて除雪を行い、踏切を横断する道路の円滑な通行が確保できるよう努める。

(3) 遅延発生時の状況把握と乗客への説明

各公共交通事業者は、遅延等の運行状況や今後の見込み等を可能な限り把握するとともに、乗客へ説明するよう努める。また、乗車客以外の利用者に対しても何らかの手段により情報発信に努める。

(4) 立ち往生発生時の対応

各公共交通事業者は、営業運行中に立ち往生車両が発生した場合、乗客への食料・飲料水・毛布等の提供を行うよう努める。また、乗客に体調不良が発生した場合等は、速やかに救急搬送を行うよう119番通報を行うなど、必要な措置を迅速に講じるものとする。

(5) その他の対策

その他、各公共交通事業者の定める管理規程等に基づき、応急対応を迅速、的確に行う。

2 道路管理者の対応

各道路管理者は、路線バスの通行支障が生じている区間について、優先的に除雪・復旧させるべき区間（病院等を経由する路線や、通学利用の多い路線等）を路線バス事業者と協議し、優先的に除雪するよう努める。

3 道路管理者との連絡体制

バス事業者は、冬期（原則として12月1日から翌年3月31日まで）においてバス運行に支障が生じた場合には、あらかじめ定めた連絡体制により、関係する道路管理者等へ連絡を行う。

4 ホットラインの確保

町は、若桜鉄道及びJR西日本、智頭急行と豪雪等の緊急時24時間ホットラインを設け、緊急時にはホットラインを通じて情報伝達、情報共有を行う。

その他、町と公共交通事業者は、あらかじめ確認した緊急連絡先により情報伝達等を行う。

5 避難所、休憩所の確保

公共交通機関の立ち往生が発生した場合、町は各公共交通事業者からの求めに応じ、避難所や休憩所を開設し、公共交通事業者と連携して可能な限り乗客の救援を行うよう努める。

第6節 関係機関との協力体制

1 警察・消防との協力体制

(1) 警察との連携・協力

町は、応急対応の実施に当たり警察車両の先導や交通整理等の協力が必要となった場合には、できる限り速やかに管轄する警察署に対応を協議し、安全確保上の助言を受けながら対応を検討するものとする。

(2) 消防機関との連携・協力

町、公共交通機関は、除雪が行き届いていない地域や立ち往生車両（公共交通機関含む）の搭乗者で急病人が発生した場合、救急搬送に大幅な遅れが生じるおそれがあるため、救急車の運行に関する除雪等、消防機関と連携を図り対応するよう努める。

2 自衛隊との連携・協力

自衛隊の災害派遣については、要件（緊急性・公共性・非代替性）に合致する場合には要請が可能だが、豪雪時においては派遣要請から到着までには不測の時間を要する可能性があるため、町は県との連携のもと、災害派遣要請の要否について、早期に検討し判断するものとする。

3 応援協定先との連携・協力

町は、豪雪被害が予想される場合で、協定に基づく応援を要請する可能性があるときは、あらかじめ応援協定先への情報提供や、可能な範囲で事前の準備（物資の在庫状況の確認、業種団体の場合は加盟業者への周知等）を依頼する等、協力体制を確保するよう努める。

第7節 雪崩に対する警戒避難体制

1 迅速な避難情報の発出

町は、降積雪の状況、気象情報、過去の雪害事例等を勘案し、周辺住民、観光施設の利用者等に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難勧告や避難指示（緊急）を発出し、避難行動を促すものとする。

2 避難情報の伝達・誘導等

災害応急対策編第5部避難対策計画「第1章避難の実施」による。

＜主な記載内容＞

- ・町は、避難勧告等を発出した際には、あらかじめ定めた方法により情報伝達を行う。（複数手段を用いたり、障がい者等の多様な者を含めた確実な情報伝達に配慮）
- ・自力での避難が困難な避難行動要支援者に対しては、町は、あらかじめ定めた方法で支援する。
- ・町は、避難先の選定に当たっては関係機関と連携し、必要に応じて障害物の除去などを行って避難路を確保し、避難者の安全確保を行う。など

第8節 住民等への広報

1 豪雪のおそれがある場合の広報

(1) 地域住民等へ対する広報

町は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、防災行政無線、CATV等を活用し、住民等に対して注意喚起の広報を行う。必要に応じ、県や報道機関にも協力を求める。広報する主な項目は次のとおりとする。

ア 最新の気象情報を確認するとともに、自宅周辺の積雪状況を確認すること

イ 大雪、暴風雪等が予想される場合は、不要不急の外出、車両の運転を避けること

※孤立のおそれがある地域においては、食料、水、燃料等の十分な備蓄や、連絡体制の確保を図ること。

また、可能であれば孤立予想集落外に予防的に一時避難すること。

ウ 雪下ろしや除雪機の操作時等の除雪作業中の事故防止対策を図ること

※雪下ろしの場合には、複数人での作業の実施、命綱などの正しい装着など。

エ 雪崩からの注意

※斜面下部付近の居住者等は、建物の2階などの高く、かつ斜面から離れた場所で生活するよう心掛けるとともに、なだれ注意報等の気象情報や雪崩の前兆現象（雪の裂け目や雪の固まりが転げ落ちるなど）に注意し、早めの避難に努めること。

オ 新雪や晴れの日の雪のゆるみによる屋根からの落雪に注意すること

カ 低温への注意

※車の運転、歩行いずれも道路の凍結に注意すること。特に峠や橋上は凍結しやすいので慎重に行動すること。

※氷点下の気温では水道管が凍ったり、破裂したりすることがあるので、夜間から早朝にかけて凍結しないように注意すること。

(2) ドライバー（県外を含む）に対する広報

町は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、ホームページ等を活用し、ドライバーに対して注意喚起の広報を行うよう努める。広報に当たっては、県との連携のもとで防災アプリ等の活用により、町外の流入車両に対しても情報発信するよう努め、必要に応じ、報道機関、他の道路管理者、県トラック協会等の関係機関にも協力を求める。広報する主な項目は次に例示するとおりとする。

ア 冬用タイヤ等の装備、ダブルチェーンの装着、迂回ルートでの走行

イ 道路情報の入手方法（とっとり雪みちナビ等）

ウ 不要不急の外出抑制

エ やむを得ず運転する車両には、渋滞に巻き込まれた場合に備えて食料や簡易トイレの携行

オ 排気ガスの車内流入に関する注意喚起

(3) 町における注意喚起

町は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、地域住民に対して注意喚起を行う。注意喚起を行う主な項目は次のとおりとする。

ア 今後の対応の再確認を行うこと

イ 初動対応としての情報収集等の確認等を行うこと

ウ 今後の融雪等による雪崩や土砂災害などに十分注意すること

エ 住民に気象情報等の各種情報の提供、注意喚起を行うこと

オ 他の災害により半壊・一部損壊している建築物、影響を受けているおそれのある急傾斜地等は特に注意すること

2 積雪等による影響が発生した場合の広報

(1) 地域住民等へ対する広報

町は、積雪等により被害や影響が発生している場合には、上記1の広報に準じて、より一層注意喚起が必要な情報や、ニーズが高い情報等を中心に広報を行う。

(2) 立ち往生車両への情報提供

町は、国、県と相互に連携して、積雪等により立ち往生している車両に対し、被害を軽減するための注意喚起の情報や、支援や避難に関する情報の提供を行う。情報提供する主な項目は次に例示するとおりとする。な

お、長距離バス、鉄道の乗客への情報提供は、乗務員から乗客への情報提供を行う等、公共交通事業者とも連携して行う。(乗客からの支援ニーズの把握や、急病人などの把握なども同様)

ア 道路の規制状況、鉄道の運行状況(今後の見直しを含む)

イ 食料や飲料水、毛布などの配付場所、配付スケジュール

ウ 避難所(休憩所)が開設されている場合にはその場所、移動方法、代替輸送の情報

エ 自動車燃料の補給の方法

オ 排気ガスの車内流入に関する注意喚起

(3) 地域住民と連携した情報提供

町は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知したときは、区長等を通じて、また、防災行政無線により適切に住民等に情報提供し、災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努める。渋滞等が発生した後の立ち往生の長期化が発生した場合等の情報提供も同様とする。

(4) 事業所等と連携した情報提供

町は、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の協力のもとで、通行止め情報を何らかの手段により提供し、これらの事業所を通じて道路利用者への情報提供を行う。

(5) 通行規制に関する情報の留意点

道路渋滞の今後の見直しや通行規制解除に関する情報は、状況を楽観的に捉えていたり、情報を正しく理解できていないドライバーが安易に渋滞箇所に入流し、状況を悪化させる、あるいは様々な誤解を生じる原因ともなりかねないことから、特に一般向けの情報提供には細心の注意を払うよう努める。ただし、時機を失して状況悪化を招かないよう、適宜適切な情報提供に努める。

また、規制の情報(区間や期間など)が誤っていた場合、通行が可能と誤解した車両が入流したり、本来影響のない地域での風評被害が発生するおそれがあるため、誤った情報を提供した場合には、速やかに訂正し周知を図る。

第9節 情報収集

1 被害状況等の把握

(1) 被害情報の収集

町は、国、県、関係期間と連携し、あらかじめ構築した情報収集網を活用し、迅速な被害状況等の把握に努める。

2 情報の共有等

(1) 関係機関相互の情報共有

町は、国、県、消防署、警察署、関係機関による情報共有のほか、関係情報について相互に提供し、情報共有を図る。主な情報共有すべき項目は次のとおりとする。

ア 被害状況

イ 通行規制等に関する情報(規制の見直し、滞留している車両数、混雑状況、除雪体制、迂回路の状況等)

ウ 救援等対策に関する情報(物資提供等の車両への支援状況、車両への情報伝達状況、避難所等の開設状況、人的支援などの応急対策の状況等)

(3) 立ち往生車両への支援に要する情報(第10節「被災者の救援・救助の実施」関係)

町は、立ち往生車両の搭乗員への救援を円滑に行うため、地域住民に対し、立ち往生が発生している箇所や車両の台数、開通見直し等の情報提供を行う。

鉄道の乗客を避難所で受け入れること、物資提供が見込まれる場合もこれに準じて情報提供を行う。

(4) 渋滞情報の報告

町は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知した際には、速やかに国・県等へ報告するものとする。報告を受けた関係期間は、町と連携しながら、渋滞の現状や救援の要否、救援実施状況などを把握し必要な対策を講じる。

(5) ホットラインの活用

町は、国、県、関係機関等と、必要に応じ、予め作成したホットライン等を活用し情報共有を行う。

第10節 被災者の救援・救助の実施

1 立ち往生車両への救助

(1) 救援・救助の実施主体

豪雪に起因して発生した大規模な車両の立ち往生は、解消に長時間を要することが見込まれる上に厳冬期であることから、巻き込まれている車両の搭乗者の生命及び身体に重大な危険が及ぶことが想定され、速やかな救援・救助(本節において以下「救助」という。)を行うことが必要となる。

豪雪による被害は災害対策基本法で災害のひとつとして位置づけられており、他の自然災害と同様に、第一次的な防災上の責務を有している町が、その地域内において救助等を行う主体となる。(ただし、災害救助法が適用となった場合には、同法による救助は県知事が行うこととなる。)

<参考>鳥取県では、平成22年末から23年にかけて発生した豪雪被害、平成28年の鳥取県中部地震並びに平

成 29 年 1 月及び 2 月の豪雪時の地域住民の災害時支え愛活動を踏まえた対策として、大規模な車両の立ち往生が発生した場合には国及び県と、現場に近い市町村が協力してその救助（物資の提供等）を行い、併せて地域住民と連携することとした。

このため、鳥取県における立ち往生車両への救助の実務としては、立ち往生が発生している原因を勘案しながら、原則として国の直轄管理道路は国（中国地方整備局の所管事務所）が、県管理道路は県が中心となって沿線の市町村と協力して対応することとし、市町村管理道路については当該市町村が中心となって対応することとする。

また、自動車専用道路については、当該道路管理者以外の者が容易に進入できない実情を踏まえ、道路管理者からの支援要請があった場合に対応を調整する。

なお、いずれの場合も、国、県、市町村が必要に応じて相互に協力・連携しながら実施するものとする。

(2) 救助の内容

立ち往生車両への救助の内容は、概ね次のとおりとする。

立ち往生が発生している道路において、県、関係期間へ支援に必要な情報（立ち往生している車両の台数等）を詳細に提供するよう努め、町は、住民の協力も得ながら可能な限り立ち往生車両の搭乗者の支援を行う。

また、町は、道路管理者からの情報を基に、時機を失さない人的支援（救援物資の配布や、避難所への誘導に要する要員等）や、立ち往生車両への物資（食料、飲料水、毛布、燃料等）の提供を行う。

ア 情報の提供

第 8 節「住民等への広報」2（2）による。なお、必要に応じてガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の店舗や、消防団、地域住民等に協力を求め、支援が必要な車両に対する情報提供を依頼する。

イ 物資の提供（食料、飲料水、毛布など）

立ち往生車両に対して物資（備蓄物資又は応急調達した物資）を配布する。または、避難所等で物資を提供する。

ウ 自動車の燃料の確保及び提供

町は、携行缶による燃料の提供を行うほか、近傍のガソリンスタンドへの協力を求め、店舗の営業時間の延長や、燃料の配達を依頼する。

エ 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 町は、必要に応じて公設避難所を開設し、立ち往生車両の搭乗者を一時受け入れる。道路の沿線に多数の施設が必要となることが想定されるため、必要に応じて指定避難所以外の公的施設等も活用する。

(イ) 町は、必要に応じ、防災行政無線での呼びかけや区長等への連絡を通じ、地域住民へトイレの貸し出し等の協力を依頼する。

(ウ) 町は、住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）が設置されたことを覚知したときは、当該施設が円滑に運用されるよう、必要に応じて物資や情報の提供など必要な支援を行うよう努める。

オ 急病人等の救急搬送の手配

町は、急病人や透析患者、乳幼児など、早急に移動することが必要な者の把握に努め、必要に応じて警察、消防機関と連携し、救急搬送や医療機関等への受入を手配する。

カ 現場情報の町、地域住民への提供

立ち往生現場で除雪等を行っている者など、雪害現場で活動している者は、立ち往生の大規模化・長期化が切迫しているなど雪害に関する情報を町に連絡するだけでなく当該地域の住民や店舗等に対しその状況を伝達することも考慮する。

2 公共交通の立ち往生発生時の対応

公共交通事業者は、営業運行中に立ち往生車両等の発生や、運行停止による乗客の駅への滞留が発生した場合は配慮して、乗客への食料・飲料水・毛布等の提供を行うよう努める。また、乗客に体調不良が発生した場合等は、速やかに救急搬送を行うよう 119 番通報を行うとともに、その車両等の周辺の積雪の状況などの関連情報について把握している範囲で伝達するなど、必要な措置を迅速に講じるものとする。

3 孤立発生時の救援

第 12 節「孤立予想集落への対策」による。

4 要支援世帯への支援

第 13 節「要支援世帯への支援」による。

5 雪崩等による被災者への支援

災害応急対策編（共通）第 5 部「避難対策計画」、第 6 部「医療救助計画」、第 7 部「交通・輸送計画」、第 8 部「食糧・物資調達供給計画」、第 9 部「保健衛生対策計画」の各章による。

<主な記載内容>

第 5 部「避難対策計画」

・避難情報の伝達や避難誘導、避難所の設置、孤立集落が発生した場合の対策などについて記載

第 6 部「医療救助計画」

・医療や助産の体制確保、傷病者や急病人の搬送、行方不明者の捜索などについて記載

第 7 部「交通・輸送計画」

・緊急輸送（人・物）の実施、障害物（積雪、土砂等）の除去や交通規制の実施、ヘリコプターの活用などについて記載

第8部「食糧・物資調達供給計画」

・食料、飲料水、生活関連物資（毛布、暖房機等）の確保や調達、供与などについて記載

第9部「保健衛生対策計画」

・トイレの確保や入浴の支援、障害物（雪や土砂等）の撤去、感染症対策などについて記載

第11節 医療及び福祉サービスの確保

1 豪雪や寒波に係る注意喚起

町は、豪雪や寒波のおそれがある場合には、必要に応じ、福祉施設や医療機関等に対し、最新の気象情報に留意するとともに、大雪や寒波に対する警戒を行い、以下に例示する必要な対策を講じるよう注意喚起を行う。

ア 水道管等の凍結防止

イ 断水・停電時のライフライン事業者等への連絡体制の確認

ウ 豪雪等の場合の組織内及び、関係機関との連絡体制の再確認

エ 職員体制、物資（食料、飲料水、医薬品等）の確保

オ 施設周辺の除雪

2 医療体制の確保

(1) 透析患者への対応

ア 透析患者への医療の確保

町は、豪雪が予想される際には、あらかじめ作成した透析患者リストに基づき、患者やその家族へ連絡し状況把握を行う。

イ 透析患者の安否確認

町は、県及び医療機関等と相互に協力し、必要に応じて透析患者の安否確認、被災状況の確認を行い、県や医療機関等への情報共有に努める。

ウ 移動困難時の対応

町は、豪雪により医療機関への移動が困難な場合には、医療機関、消防機関、道路管理者等と連携、協力し、通行道路の除雪などにより治療が受けられるよう対応する。

エ 救急搬送

町は、医療機関と連携し、必要に応じて消防署に救急車による陸路搬送またはドクターヘリ等の空路搬送を要請するものとし、その際の地上支援（除雪等）に協力するものとする。

(2) その他一般事項

災害応急対策編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護の実施」及び第2章「搬送の実施」による。

<主な記載内容>

・町、県、医療機関等の医療救護の体制、医療救護班等の派遣、医薬品の確保や調達の体制 など
・傷病者等の広域搬送も含めた医療機関への搬送の実施 など

3 福祉サービス等の確保

町及び県は、豪雪時に社会福祉施設等の入所者について救急搬送等を要する事態が生じた場合に備え、消防局や社会福祉施設、道路管理者等との調整を密にし、必要に応じて周辺道路の除雪や救急搬送の調整・要請を行う。

第12節 孤立予想集落への対策

1 孤立状況の把握

災害応急対策編（共通）第5部第3章「孤立発生時の応急対策」第2節「孤立状況の把握」による。

<主な記載内容>

・町は県と連携し、孤立原因、通信状況、ライフラインの途絶の有無、孤立集落内の傷病者や通院者の有無等の状況把握を行い、関係機関との情報共有に努める。

2 孤立原因の解消（道路啓開）

(1) 町は、孤立の原因となっている又は原因のおそれとなる障害物（雪や倒竹木、土砂など）がある場合には、早急に除雪や撤去を行うよう手配する。

(2) 町は、緊急性が高い場合で、かつ、除雪能力の不足等により他に代わる手段が確保できない場合には、県等の派遣要請も検討し、必要に応じて県へ要請を行う。

3 物資の提供

(1) 町は、ライフライン障害の発生時等、必要に応じ、食料や飲料水、通信機、発電機、ストーブ、暖房用燃料などの提供を行う。また、必要に応じて県へ応援を要請し、要請を受けた県は、備蓄物資（県と市町村との連携備蓄を含む）や協定に基づく応急調達等により対応する。

- (2) 物理的な孤立に加えて情報面の孤立が発生しないよう、固定電話、携帯電話、防災行政無線等の電源確保のための対策にも配慮する。
- (3) なお、物資の提供については、調達に時間を要することがあるため、空振りとなる可能性を厭うことなく、早期に手配を開始するよう努める。

4 避難所の開設

- (1) 町は、孤立が発生するおそれがある場合等には、必要に応じて集落外に避難所を開設して住民に事前の避難を促す。
- (2) 孤立した場合で、ライフラインの途絶等により居宅に留まることが適当でない場合等の避難所は、集落内に適当な施設がある場合には、集落内の住民にも運営協力を求めて当該施設を活用する。適当な施設がない場合や、孤立集落内に滞在させることが適当ではない場合には、集落外に避難所を開設して避難するよう促す。

5 急病人等の緊急搬送

孤立時に急病人が発生し、緊急の輸送が必要な場合は、町は、県及び消防署に、ヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び輸送を行う。町は、必要に応じ地域住民の協力を得て、ヘリポートの除雪を行う等、緊急搬送が円滑に行われるよう努める。

6 ライフライン機関との連携

町は、ライフライン機関と連携・協力し、次に例示する対策の実施に努める。(災害応急対策編(共通)第15部「ライフライン対策計画」参照)

ア 孤立集落の発生状況、ライフラインの状況に係る情報共有

イ 孤立集落のライフラインの復旧

ウ ライフライン復旧に必要な除雪等の支援

エ その他孤立集落の解消に必要な事項の支援

第13節 要支援世帯への支援

1 安否の確認

ライフラインの途絶や屋根の積雪などが発生した場合、高齢者世帯等の要支援世帯では自助による改善が極めて困難であることが予想されるとともに、速やかに改善を図らなければ生命に危険が及ぶおそれが生じる場合がある。このため、町は、区長、民生委員などの協力も得て、速やかに対象世帯の安否確認を行う。

安否確認の方法は、町が各世帯に電話等により直接確認を行うほか、自主防災組織、町社会福祉協議会、区長や民生委員、中山間集落見守り活動協力隊等と連携して行う等、地域の実情に応じたものとし、必要に応じて警察署とも連携して行う。

なお、町は、安否確認を目的として、避難行動要支援者名簿を内部利用することができる。

2 除雪の支援

町は、積雪により家屋の倒壊や、外部との途絶が危惧される要支援世帯に対し、除雪の支援を行う。実施に当たっては、町や町社会福祉協議会による除雪ボランティア活動や、地域住民による災害時支え愛活動、建設業者のあっせん等、地域の実情に応じた体制により行う。

3 買物支援

町は、積雪により外出が困難となった要支援世帯に対し、町社会福祉協議会、地域住民による災害時支え愛活動等と連携し、買物の支援に努める。

4 ライフライン途絶への対応

町は、ライフラインが途絶している場合等には、必要に応じて避難所を開設して避難を促す。避難の実施に当たっては、必要に応じて避難行動の支援を行う。

5 応援の要請

町は、必要に応じて、県へ応援を要請する。

第14節 帰宅困難者への支援

災害応急対策編(共通)第5部第3章「孤立発生時の応急対策」第3節4「帰宅困難者の支援」による。

<主な記載内容>

- ・町は、帰宅困難者に対し情報の提供、避難所の開設等の支援に努める。

第15節 ライフライン確保対策

1 豪雪・寒波が予想される場合

(1) 除雪等の実施

各ライフライン事業者は、設備の破損や機能障害などの被害防止のため、施設や設備周辺の除雪、着雪の排除、凍結の防止等の対策の実施に努める。

(2) 水道管凍結への備え

町は、寒波が予想される場合には、水道管凍結防止に関する広報を行うよう努める。(第8節「住民等への広

報」1「豪雪のおそれがある場合の広報」参照。）

2 被害が発生した場合の対策

(1) 早期の復旧

各ライフライン事業者は、管理施設に支障が生じた場合、次の対策の実施に努める。

ア 被害状況の把握

イ 町に情報提供するとともに、住民への周知（可能な限り復旧見込みを明らかにする）

ウ 早期の復旧

エ 資機材や要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社等に支援を要請

オ その他、災害応急対策編（共通）第15部「ライフライン対策計画」各章による。

<主な記載内容>

・各ライフライン機関（電気、ガス、水道、下水道、固定電話、携帯電話）による応急的な対応策、広報、早期復旧、関係機関との連携などについて記載

(2) 復旧作業への配慮

町は、ライフライン事業者と連携し、必要に応じて復旧作業箇所への経路の優先除雪を行う等の協力を努める。

(3) 孤立集落及び医療機関への対応

孤立集落や医療機関についてはライフラインの途絶による影響が特に大きいことが想定されるため、町は、必要に応じてライフライン機関に対して早期の復旧または仮復旧を依頼する。ライフライン事業者は、可能な限り迅速に対応するよう努める。

第16節 農林水産業被害対策

1 豪雪が予想される場合の事前対策

町は、市町村や業種団体等と連携し、生産者、農業用排水路管理者等に対して緊急に果樹、設備・施設等の点検や補強、保温対策、落雪、倒木等による水路の閉塞防止対策等を行うよう注意喚起を行う。

また、危険性が高く事故発生のおそれがある場合には、無理な収穫等の作業等を行わないように指導する。

2 豪雪被害が生じた場合の対策

町は、豪雪が発生した場合には、関係団体、関係機関と連携し、できる限り速やかに被害状況を把握するよう努める。被害が発生した場合には、その規模や必要性に応じて、次のような復旧支援策等を講じるものとする。

- (1) 農林水産関連施設の倒壊、破損、漁船の沈没等に対する支援
- (2) 援農隊の派遣
- (3) 雪害生産物等の販売支援
- (4) 経営の立て直しが必要な生産者等に対する融資等の経営支援

第17節 学校の安全対策

1 学校の休校等

町は、学校長と連携し、気象状況や道路の除雪状況、交通機関の運行状況などを勘案し、児童生徒等の安全確保、施設整備の被害防止等について注意喚起を行うとともに、必要に応じて臨時休校等の措置を講じる。

第18節 観光対策

1 注意喚起

町は、豪雪のおそれがある場合、必要に応じて気象・交通情報・道路の積雪状況等を県内外に発信するよう努める。

2 雪害による影響等の把握

(1) 町は、豪雪による被害が発生したときは、以下の項目について情報を収集し、必要に応じて町ホームページ等で周知を図る。

ア 観光施設等のイベントの中止や営業・臨時休業等の状況等

3 風評被害等の防止

町は、観光施設等について正しい情報を発信するため、必要に応じて観光施設が通常営業していることや、道路の復旧状況等についてホームページ、SNS等を通じてPRを行う。

ア 施設や周辺道路等に被害が発生して休業等した場合は、営業再開後に再開した旨の情報発信

イ 被害や影響がない場合には、通常営業している旨の情報発信

第19節 企業経営支援対策

1 注意喚起等

町は、豪雪のおそれがある場合、町内商工事業所等に、防災行政無線等を通じて雪害への備えを取るよう注意喚起を行うものとする。

2 雪害による影響等の把握

(1) 町は、豪雪による被害が発生したときは、以下に例示する町内の商工事業所等に与えた影響等を調査し、必要に応じて支援策等について検討を行う。

ア 物流事業者への影響（集荷・集配の遅延等）

イ 卸・小売り等のサービス業への影響（施設被害、従業員の出勤・帰宅、仕入れの遅れ、商品廃棄等による被害、機会損失等）

ウ 製造業等への影響（施設被害、従業員の出勤・帰宅、資材・製品の入出荷等）

エ 商工団体・金融機関等への資金繰り等の相談状況

3 復旧・資金繰りの支援

町は、商工会等を通じて、必要に応じて速やかに災害等緊急対策資金等により豪雪に伴う対応ができるよう措置し、商工事業所の経営安定化を支援する。また、必要に応じてその他の支援措置について検討を行う。

第20節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

(1) 災害救助法適用の早期判断

雪害の場合でも、住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがある場合には、必要に応じて知事の判断により災害救助法を適用することが可能であるので、町は、県に対して、早期に適用の判断を行うよう努める。

なお、災害救助法を適用した場合、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得るので留意するものとする。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害応急対策編（共通）第1部第2章「災害救助法の適用」による。なお、適用基準は住家の滅失数のほか、雪害に関連するものとしては次の基準が設けられている。

【災害救助法施行令第1条第1項第4号関係】

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で次の基準に該当するもの。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（具体例として、豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生））